

放棄した債権の報告について

下呂市債権管理条例（平成29年下呂市条例第22号）第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

下呂市長 山内 登

債権の名称（担当部署）	放棄事由	人数(人)	件数(件)	金額(円)	放棄年月日
市営駐車場使用料 (財務課)	第4号	1	2	73,522	令和3年3月24日
ごみ処理手数料 (環境施設課)	第4号	1	2	1,592	令和3年3月24日
市民会館使用料 (下呂地域振興課)	第6号	1	1	7,865	令和2年11月19日
水道料金（上下水道課）	第1号	4	16	27,692	令和3年3月24日
	第4号	1	3	139,219	
	第6号	8	46	90,806	
	計	13	65	257,717	
医療費個人負担金 (金山病院)	第1号	8	13	136,700	令和3年3月24日
	第4号	1	3	251,181	令和2年10月19日
	計	9	16	387,881	
合計		25	86	728,577	

※ 件数は、月単位で発生した債権は月単位で、年度単位で発生した債権は年度単位で累計

放棄事由の概要

下呂市債権管理条例第16条第1項

- 第1号 消滅時効に係る時効期間の満了
- 第2号 相続に係る限定承認があった場合で相続財産からの弁済見込なし
- 第3号 相続人不存在又は相続放棄
- 第4号 破産免責等
- 第5号 強制執行後の無資力
- 第6号 徴収停止後の期間経過
- 第7号 生活保護受給者又はこれに準ずる者
- 第8号 債権の存在につき法律上の争いがある場合に勝訴の見込みがない